

日本国際経済学会関東部会報告
2015年7月18日(土)

メガFTAの潮流とWTOの新たな役割 —世界貿易体制の将来—

杏林大学総合政策学部客員教授
(一財)国際貿易投資研究所理事・客員研究員
馬田 啓一(K. UMADA)

報告の目的

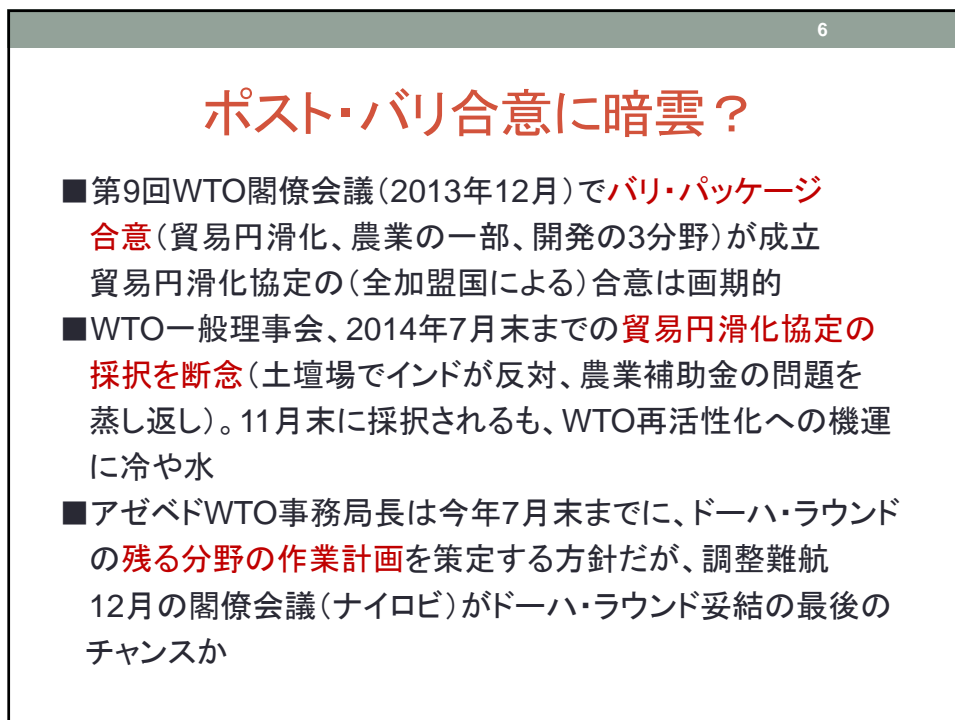
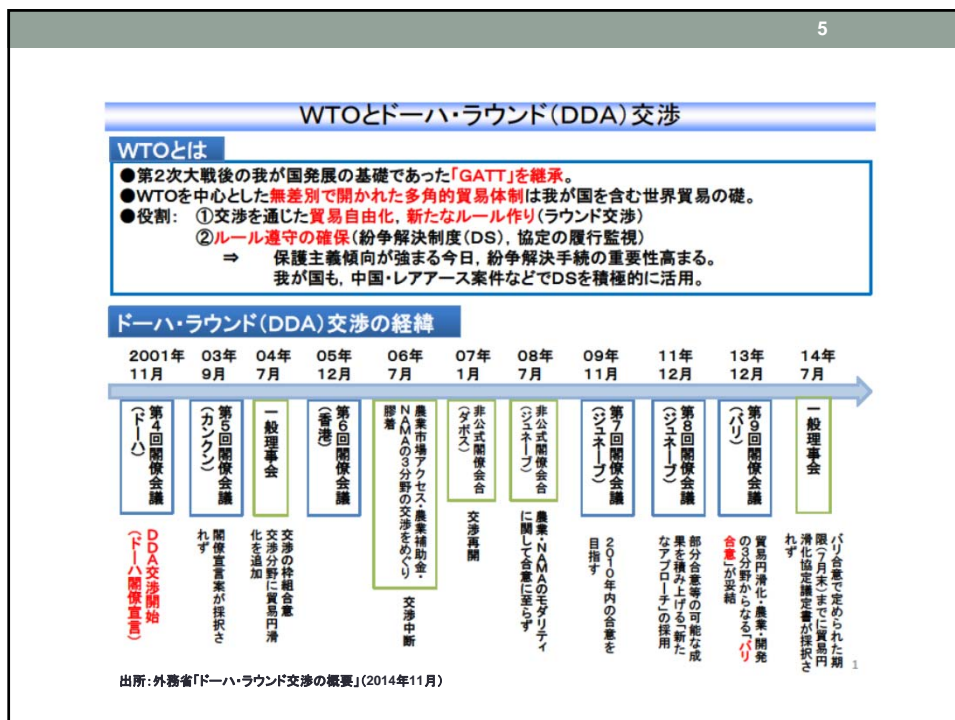
- WTOのドーハ・ラウンドが漂流するなか、21世紀型貿易のルールづくりの主役は、今やメガFTAである
- WTOが再び求心力を取り戻し、主役に返り咲けるかどうか、それとも脇役に低迷したままなのか。そのカギは、WTOが新たなルールづくりに積極的に関与するか否かだ
- 本報告は、主要国のWTO離れにどう歯止めをかけるか、**メガFTA時代のWTOの新たな役割とは何か**。世界貿易体制の将来を展望しつつ、WTOの今後の可能性を探る

報告の目次

1. 漂流するドーハ・ラウンド
2. ポスト・バリ合意に暗雲？
3. 21世紀型貿易とは
4. メガFTAの潮流
5. WTOの役割は終わらない
6. WTO改革の焦点
7. プルリ合意の意義:WTO復活の起爆剤か
8. メガFTA時代のWTO:主役か脇役か
9. まとめ:今後の通商システム

漂流するドーハ・ラウンド

- 2001年11月、WTOのドーハ・ラウンド(DDA)が開始
 - 8分野(農業、非農産品市場アクセス、サービス、ルール、知的財産権、貿易円滑化、開発、環境)の交渉は難航
- DDAが難航している要因は何か
 - ①交渉分野が解決の難しい領域に移行
 - ②新興国の台頭、先進国と対立激化
 - ③FTA(自由貿易協定)により、面倒なWTO交渉の意欲喪失
 - ④保護主義の高まりと国内調整能力の不足
 - ⑤WTOの制度上の問題など
- 第8回WTO閣僚会議(2011年12月)で、「包括合意を当面断念、部分合意等の新たなアプローチを試みる」ことを決定



21世紀型貿易とは

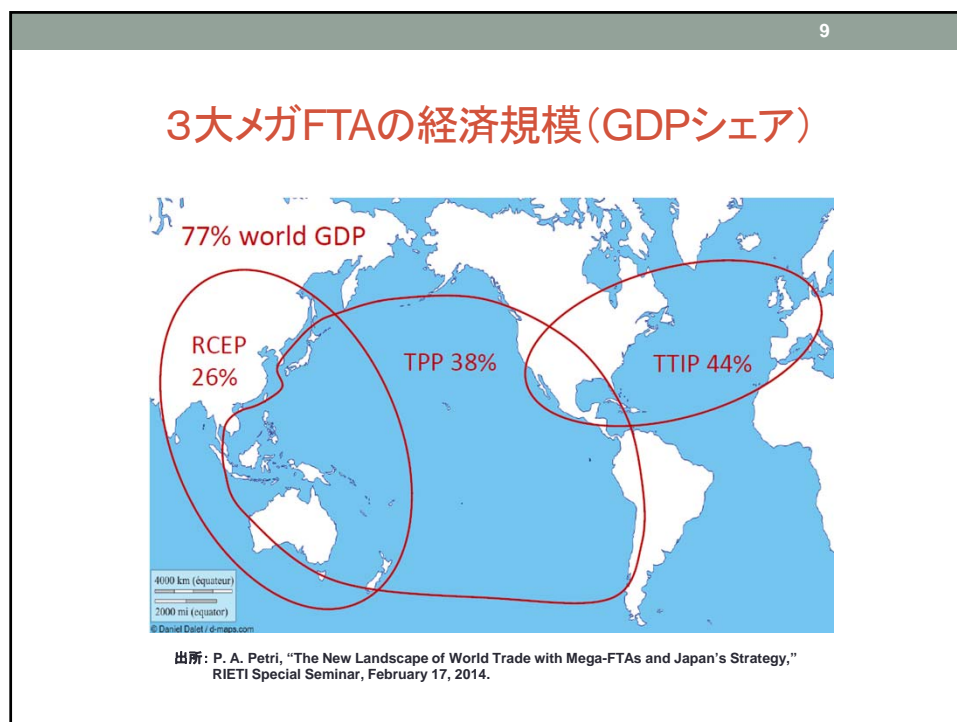
■21世紀型貿易の特徴は、

- ①企業による国際生産ネットワークの拡大で、工程間分業・企業内貿易が増加
- ②部品・原材料調達から生産と販売まで、**サプライチェーン（供給網）の効率化**が企業の競争力を左右

- ### ■21世紀型貿易のルールづくりでは、国際生産ネットワークの結びつきを妨げる措置はすべて貿易障壁となった
- ルールの重点は、**国境措置** (on the border) から**国内措置** (behind the border) へシフト⇒「**WTOプラス**」ルール(例えば、サービス、投資、政府調達、競争政策、知的財産権など)

メガFTAの潮流

- 通商戦略の軸足はメガFTAへシフト、加速する**WTO離れ**
- 21世紀型貿易の**ルールづくりの牽引役**は、今やメガFTA
 - TPP** (Trans-Pacific Partnership Agreement)
環太平洋パートナーシップ
 - RCEP** (Regional Comprehensive Economic Partnership)
東アジア地域包括的経済連携、ASEAN+6
 - TTIP** (Transatlantic Trade and Investment Partnership)
環大西洋貿易投資パートナーシップ、米EU・FTA
- なぜメガFTAが必要であるのか？
サプライチェーンの拡大に伴い、二国間FTAの限界が露呈
⇒**スパゲティ・ボウル現象** (FTAごとに異なるルールで煩雑)



10

WTOの役割は終わらない

- WTOの3つの機能のうち、**ルールづくりの機能**は低下
しかし、**ルールの監視と紛争処理の機能**は健在
⇒ WTOは蔓延する保護主義の防波堤
- WTOの役割が欠かせない、その理由は
 - ① FTAを締結していない国は、WTOが必要
 - ② FTAを締結していない国との通商政策は、WTOルールを活用するしかない
 ⇒ メガFTAから取り残され、その隙間に埋もれる国(主に途上国)への対応手段
- **WTOが21世紀型貿易に対応できなくてもよいのか**

WTO改革の焦点

■ WTOの制度上の問題

- ① **シングル・アンダーテイク** (single-undertaking: 一括受諾方式): 全分野の合意が交渉妥結の前提
- ② **コンセンサス** (全会一致) 方式: 161の拒否権が存在
- ③ **一律の権利義務関係**: 「つまみ食い」の禁止、全加盟国が全分野の交渉に参加

■ WTO改革の流れ: 従来の意思決定方式①②③は限界 ⇒ 可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を採用

- **部分合意**: 特定分野について全加盟国が合意
- **プルリ合意**: 特定分野について加盟国の一部が合意

プルリ合意の意義: WTO復活の起爆剤か(1)

■ **プルリ(pluri-lateral)協定** (複数国間協定) は有志国による協定だが、FTAと違い、特定分野の合意を目指す

■ 主なプルリ協定の例

- ① **模倣品・海賊版拡散防止条約** (**ACTA**: Anti-Counterfeiting Trade Agreement) ⇒ TRIPS協定 (知的財産権の貿易関連) を補完
- ② **情報技術協定** (**ITA**: Information Technology Agreement)
- ③ **政府調達協定** (**GPA**: Agreement on Government Procurement)
- ④ **新サービス貿易協定** (**TISA**: Trade in Services Agreement)
- ⑤ **環境物品の自由化交渉** など

(注) ①のみWTO外、②改定交渉中、③改定済、④と⑤新規交渉中

プブリ合意の意義:WTO復活の起爆剤か(2)

■プブリ協定のメリット

①意思決定の困難を回避

- **特定分野**の交渉⇒一括受諾の制約ない
- **有志国**の交渉⇒全会一致の弊害を緩和

②新ルールのニーズに対して早期対応が可能

■プブリ協定の問題点

①WTO内で非参加国の事前了承が必要

②**クリティカルマス**(大多数の参加)と最恵国待遇(MFN)による「フリーライダー(ただ乗り)」

■WTOの**起爆剤**となれるか、WTO崩壊の**自爆テロ**に終わるか

メガFTA時代のWTO:主役か脇役か

- 今後の通商システムにとって、WTO復活が不可欠
そのカギは、「**メガFTA間の調整**」という**第4の機能**
⇒メガFTA間で異なるルール(スパゲティ・ボウル)、
グローバル・ルールへ収斂が必要

■**剣ヶ峰のWTO**:主役と脇役

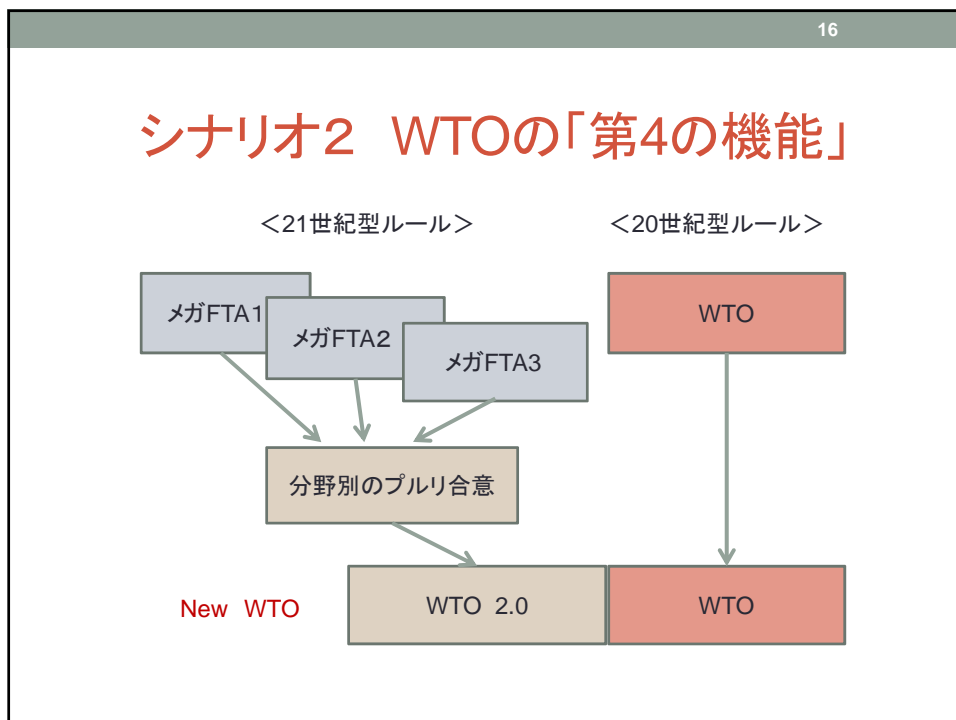
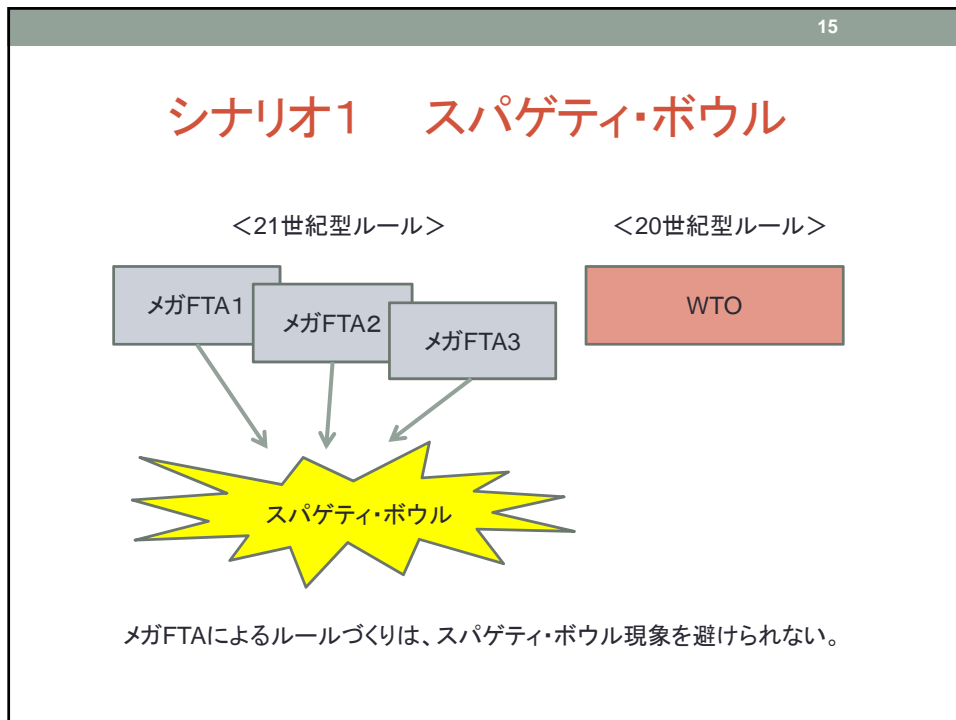
●第1のシナリオ:21世紀型貿易の**脇役**

監視と紛争処理に特化、ルールづくりはメガFTA任せ
その問題点は？

●第2のシナリオ:WTOが求心力回復、**主役**に復帰

21世紀型貿易のルールづくりに積極的に関与、
分野別のプブリ合意 ⇒ **WTO 2.0** (バージョンアップ)

(参考) Baldwin,R.(2013), "WTO 2.0:Global Governance of Supply-Chain Trade," CEPR, Policy Insight ,No.64



まとめ：今後の通商システム

- 今後の通商システムの構築においてメガFTA (TPP・RCEP・TTIPなど) が重要な役割を担う
- メガFTAが調和的な通商システムに資するために、「統一軸」を念頭に置いたメガFTA交渉が望ましい
しかし、**スパゲティ・ボウル**を回避できない
- メガFTA間の**ルール調整**が、WTOの「**第4の機能**」である
- 調整に際しては、分野別の**プルリ合意**を活用すべきである
- 分野別のプルリ合意を束ねて、**WTO2.0**を形成する
- メガFTA時代においては、21世紀型貿易ルールに対応したWTO2.0が必要である

参考文献(拙稿)

- 「メガFTA時代のWTO: 主役か脇役か」国際貿易投資研究所『季刊国際貿易と投資』No.95(2014. 2)
 - 「21世紀型貿易とWTOの将来」日本関税協会『貿易と関税』(2015. 2)
 - 「メガFTA時代のWTO: その新たな役割」石川幸一・馬田啓一・国際貿易投資研究会編著『FTA戦略の潮流: 課題と展望』文真堂(2015. 3)
- 最新刊のご案内**
- 石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹編著『メガFTA時代の新通商戦略: 現状と課題』文真堂(2015. 7)